

山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業登録要領

第1 趣 旨

この要領は、社会全体で子育てを応援する取組の推進と男女共同参画社会の実現を目指し、子ども・子育てを支援し、男女がともにいきいきと働きやすい職場環境をつくることに取り組むことを宣言した企業の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対 象

この要領において、企業とは、山梨県内に事業所がある企業、法人、団体等をいう。（県内または県外に本社がある場合の支店を含み、国及び地方公共団体を除く。）

第3 募集内容

(1)次に掲げるいずれかに取り組んでいる、または、取り組む計画があることを宣言する企業（以下「宣言企業」という。）を募集する。

1. 仕事と家庭が両立できる職場環境をつくるための取組
2. 社会全体で子どもや子育てを支えるための取組
3. 男女がともにいきいきと活躍するための取組
4. その他の取組

(2)宣言企業は、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、次世代育成支援対策推進法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。

第4 登録手続き

登録手続きは、別に用意する専用サイト上に必要事項を入力し、宣言内容（様式1）を添付することにより行うものとする。

第5 宣言証の交付

県は、宣言企業と認めるときは、当該企業を「子育て応援・男女いきいき宣言」企業として登録するとともに、宣言企業に対して宣言証（別記）を交付し、県ホームページにおいて公表する。

第6 宣言企業への支援

県は、次に掲げる措置等により宣言企業への支援に努めるものとする。

- (1)子ども・子育て支援、男女共同参画の推進に積極的に取り組む企業としての広報
- (2)子ども・子育て支援、男女共同参画の推進に関連する情報の提供
- (3)宣言企業の具体的な取組に関する助言

第7 登録の変更、辞退、取り消し

(1)宣言企業は、登録内容について変更があるときは、登録内容変更届（様式2）により、すみやかに県に届出を行うものとする。

(2)宣言企業は、宣言内容にかかる取組を継続できなくなったとき、または継続する意思を失ったときは、登録辞退届（様式3）により県に届出を行ったうえで登録を辞退することができるものとする。

(3)県は、宣言企業について、明らかに本制度の趣旨に反するなど、登録を継続することが適当でないと判断した場合は、その登録を取り消すことができるものとする。

第8 登録の確認

県は、定期的にまたは必要に応じて、宣言企業の取組状況等について確認すること

ができるものとする。

第9 その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年12月1日から適用する。
- 2 「「子育て応援宣言」企業・事業所募集要項」及び「山梨県男女いきいき・輝き宣言企業登録要領」は、廃止する。
- 3 上記2の「「子育て応援宣言」企業・事業所募集要項」等に基づき宣言した企業等は、この要領に基づき宣言したものとする。

附則

- 1 この要領は、平成30年3月30日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和3年3月12日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日時点で登録されている宣言企業については、この要領に基づき宣言したものとみなし、宣言企業に対して宣言証(別記)を交付し、県ホームページにおいて公表する。

子育て応援・ 男女いきいき 宣言企業



<宣言企業名称>

子どもと子育てを応援し、男女
がいきいきと活躍できる職場環
境を実現するため、次のとおり
宣言を行ったことを証します



YAMANASHI

年 月 日

子育て応援・男女いきいき 宣言内容

<宣言内容>



YAMANASHI

(様式1)

子育て応援・男女いきいき宣言

宣言内容について、該当する欄へなるべく具体的に記入してください。

1 仕事と家庭が両立できる職場環境をつくるための取組

2 社会全体で子どもや子育てを支えるための取組

3 男女がともにいきいきと活躍するための取組

4 その他の取組

宣言企業は、
労働基準法・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律・次世代育成支援対策推進法・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の関係法令を遵守するものとします。

(様式2)

山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業 登録内容変更届

年 月 日

山梨県知事 殿

名 称

所在地

代表者職・氏名

次のとおり登録内容を変更しますので、山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業登録要
領第7(1)の規定により届け出ます。

変更する項目	変更前	変更後
名 称		
所在地		
その他 ()		

※変更があった項目のみ記入してください。適宜、行を追加・調整してください。

(様式3)

山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業 登録辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

名 称

所在地

代表者職・氏名

次の理由により、山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業の登録を辞退しますので、山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業登録要領第7(2)の規定により届け出ます。

<辞退理由>

--